

2021年12月30日

日本大学理事長 加藤直人 殿

日本大学教職員組合

「文部科学省から学校法人の管理運営に関する適切な 対応及び報告に関する指導文書」についての意見書

表記の件について、日本大学教職員組合（以下、組合とする）は、これまでの要求にしたがって、下記のとおり意見を提出する。

第一に、このたびの背任および脱税事件に伴う対応で、学生への不利益、教職員の労働条件の悪化はあってはならない。

第二に、加藤理事長に対しては、組合からのこの提案を日本大学再生会議（以下、再生会議とする）に伝達することを求める。

第三に、再生会議に対しては、中間段階での検討結果を公表し、教職員からの意見聴取の機会をもうけることを求める。また、検討結果を公表した段階で、再び教職員からの意見聴取の機会をもうけるよう求める。さらに、それらを踏まえて結果を再検討することを求める。

以下、詳しく記す。

記

1. 第三者委員会による真相究明調査について

このたびの背任および脱税事件の真相究明にあたっては、**理事および監事、並びに本部職員・日大事業部職員は調査の対象**である。組合はかねてより、第三者委員会による調査を求めてきた。具体的に以下を求める。

- ① 組合の推薦する弁護士を含む、日本大学外部者のみからなる期間限定の調査委員会を設置する。
- ② 当初予定されていた現在の調査チームによる中間報告を公表し、速やかに資料を引き継ぐこと。

2. 意見聴取について

文科省は、「学生・保護者・教職員・卒業生」からの意見を十分に調査するよう求めている。その方針にしたがって、学生自治組織の構築・学部長による保護者会の実施・拡大教授会・職員会・校友会に限定されない卒業生からの意見聴取の機会が必要である。あわせて、

今回の教職員に対する意見聴取の結果を公表すること。

3. 前理事長体制下における理事及び監事（特に事業部取締役兼務理事）の責任ならびに善管注意義務違反が認められる理事及び監事の責任について

- ① 「日本大学事業部」の役員・監査役を務めていた理事、また、田中元理事長任命の常務理事については即刻、理事の職務停止を求める。
- ② 現在、辞任届を提出している理事を含む理事会が担っている機能を、期間を限定して「日本大学再生会議（後述）」に引き継ぐこと。

4. 健全な管理運営体制について

健全な管理運営体制を構築するために必ず寄附行為規定を改定すること。理事・評議員総数と母体となる推薦枠について、「日本大学再生会議」で検討し、直ちに教職員の意見聴取をすることを求める。

i. 理事長の選任・任期・解任に関して以下を提案・要求する。

- (1) 理事長の選出方法は、抜本的に変更する必要がある。学長を頂点（総長）とするガバナンスの構築も視野に入れて検討すること。
- (2) 理事長の任期は3年とし、通算2期を超えないこと。
- (3) 解任の規定もあらたに追加すること。
寄附行為の第7条を「理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。」と変更する。
- (4) 教職員・学生によるリコール制度を導入すること。

ii. 学長選出・任期・解任に関して以下を要求する。

- (1) 日本大学学長選出規則を改めて、学長は、立候補制の直接選挙により決めるものとする。
- (2) 学長候補者の所信表明の機会を導入すること。
- (3) 被選挙人は教員専任講師以上とすること。
- (4) 有権者は各学部、通信教育部、短期大学部の専任教員および各学部、通信教育部、短期大学部の事務局長、各付属高等学校の教諭とすること。
- (5) 学長の任期は3年とし、通算2期を超えないこと。
・寄附行為第17条4を「学長の任期は、3年とし、再選を妨げない。ただし、通算2期を超えて学長になることはできない。」に変更する。
- (6) 学長の解任規定を新たにもうけること。
・学部長会議規程において「学長は、学部長総数の3分の2以上出席した学部長会議において、学部長総数の3分の2以上の議決により解任することができる。」ことをもうける。

(7) 教職員・学生によるリコール制度を導入すること。

iii. 学部長選任・任期・解任に関して以下を要求する。

(1) 日本大学学部長選出規程を改めて、教員の立候補制による直接選挙によって選出すること。

(2) 学部長候補者の所信表明の機会を設けること。

(3) 学部長選出に関して、学内での自由な意見表明や意見交換ができるようにすること。

(4) 有権者は学部の専任教員および教授会を構成する職員とすること。

(5) 学部長の任期は3年とし、2期までに限定すること。

(6) 学部長の解任規定を新たにもうけること。

・「学部長は、教授会の会員総数の3分の2以上出席した教授会において、准教授代表を含む教授総数の3分の2以上の議決により解任することができる。」規定をもうける。

(7) 教職員・学生によるリコール制度を導入すること。

iv. 理事の選任・任期・解任に関して以下を要求する。

(1) 理事の選任については、寄附行為第8条①の日本大学学長を除き、その他の者の選出を改める。また、寄附行為第8条②の「理事長の推薦した者」は削除する。

・寄附行為第8条③～⑤は、③「日本大学本部及び日本大学各学部の教職員のうちから評議員会により選出された者」、④「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものの中から評議員会により選出された者」、⑤「この法人に関係のない学識経験者のうちから評議員会により選出された者」にそれぞれ変更する。

・④および⑤の人数はそれぞれ理事総数の1割とする。

(2) 評議員会の理事会に対するけん制機能を働かせるために、評議員と理事を切り離すことを提案する。また、評議員会が理事を選出することを明確にすること。

・評議員は理事を兼任しないという規定をもうける。

(3) 理事の定年を70歳までとすること。

(4) 任期については、学長と同様に3年とし、通算2期を超えないものとすること。

・寄附行為第10条2を「理事の再任は1回までとする」に変更する。

(5) 理事の解任基準が厳しく、規定が機能しにくくなっている。そのため、解任の基準を「4分の3」から、それぞれ「3分の2」に引き下げること。さらに評議員会により選出された理事を解任できる規定を新たにもうけること。

・寄附行為第11条を「理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により解任することができる。」に変更する。

・「理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上出席した評議員会において、評議員総数の3分の2の議決により、評議員により選出された理

事を解任することができる。」という規定を加える。

(6) 評議員会が選出する理事の女性比率の目標を半数とし、それに向けた具体的取組内容(目標達成時期含む)を設定すること。

v. 評議員の選任・任期・解任に関して以下を要求する。

(1) 理事の選任のところで指摘したように、評議員と理事は兼任しないものとする。そのため、理事となる学長や学部長は、評議員として組織しないこと。そのうえで、評議員会の組織を見直すこと。

・寄附行為第24条①の学長、②日本大学各学部長、③日本大学本部部長のうちから選出された者、④日本大学本部教職員のうちから選出された者は、削除する。

・寄附行為第24条⑤と⑥を統合して、「日本大学各学部、日本大学通信教育部、日本大学短期大学部から、それぞれ教員2人、職員1人を選出する。」に変更する。

・寄附行為第24条⑧を「年齢25年以上のものの中から選出された者 5~6人」と変更する。

・寄附行為第24条⑨を「この法人に関係のない学識経験者のうちから選出された者 20人」と変更する。

・寄附行為第24条⑨の「学識経験者」を定義すべきである。

(2) 評議員の定年を70歳までとすること。

(3) 任期については、学長と同様に通算2期を超えないものとする。

(4) 評議員の女性比率の目標を30%とし、それに向けた具体的取組内容(目標達成時期含む)を設定すること。

vi. 監事の選任・解任

(1) 監事は、理事会において選出された候補者について、評議員会の同意を得て、理事長によって選任されていたが、評議員会が選出するものとする。

・寄附行為第18条を「監事は、理事、評議員、教職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者を評議員が選出する。」ものとする。

(2) 監事の解任の基準を「4分の3」から、それぞれ「3分の2」に引き下げる。

・寄附行為第22条を「監事が第11条第1項各号の規定に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上出席した評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。」と変更する。

5. 日本大学事業部について

解散を提案する。解散にあたっては、資金の流れを過去にわたって、不適切な使用がないか再調査が必要である。日本大学事業部からの決算書と事業内容、及び資金循環の内実につ

いて資料を組合に提出し説明することを求める。特に「内部留保」の資金明細は明確にしなければならない。

資金の流れを過去にわたって明らかにするため、特に **130 周年記念事業の寄附総額と、その資金の流れも詳細に公開するよう要求する。**

6. 説明責任について

「日本大学再生会議」のメンバーの公表と、現在の理事からの引き継ぎ、理事・監事・評議員の再選出と交代に関して、タイムスケジュールを明確にして公表することを要求する。

7. その他

(1) 贈収賄防止規定の策定を提案する。公な教育機関であることを鑑み、公務員水準の禁止・罰則規定を設けるべきである。

- ① 法令の遵守
- ② 贈賄の禁止
- ③ 収賄の禁止（不正な利益の受領の禁止）
- ④ 代理人等による贈賄の禁止
- ⑤ 記録・管理の徹底

(2) 教員適正数の見直し（上限指示撤廃）が必要である。

令和3年度 第8回学部長会議の報告事項2「教員配置計画検討委員会からの答申について」及び審議事項2「教員配置数の上限の策定及び教員配置計画の見直しに関する件」について撤廃が必要である。

(3) 教職員の採用方針について見直しが必要である。

2017年10月「教学に関する全学的な基本方針」「経営上の基本方針」が発出されて以降、教職員の採用に関して、不合理な採用条件が見られるようになり、あるいは必要以上の制限が設けられている。方針の撤廃と早急な見直しが必要である。

この「方針」が現在も運用されていることは、2022年度大卒職員（一般職）採用選考試験実施要項に明確である。要項によると、応募資格は「(1)大学の長等（他大学の長も含む）により推薦された者(2)日大競技部に所属し、優秀な競技歴を有し、かつ将来競技部の監督・コーチの後継者となることについて期待し得る者(3)日大任期制職員（一般職）にある者で、所属部科校長等により推薦された者」とあり**理事役職者による縁故採用を強く推進する内容となっている**。このような内容は、附属高校における教員採用においても見られ、本来、教育機関は広く公な機関であり、その採用方法として適していると言えない。早急な撤廃が必要である。

(4) 「応能分担金」をはじめとする「日本大学財政調整積立金規定」の改正撤回が必要である。

(5) 学部運営と労働環境に対する評価組織として各学部と高校に支部団交の機会を設けること。これが出来ない場合、組合の執行委員会と理事会を代表する者とで、学部が抱える問題についても、法人と組合執行部との直接団交で解決すること。

(6) 公益通報窓口の再検討を行い、通報者保護を目的とする日本大学本部・学部から完全に独立した専従職を置くことを提案する。これは団交ではこれまでも話題としている内容である。

(7) 日本大学再生会議について

「日本大学再生会議」は、暫定理事会という役割を明確化する。「日本大学再生会議」は、設立時に予定進行表を公表し、改訂された「寄附行為規定」に基づいて新たに理事を選出した後は任務を終えるものとする。

「日本大学再生会議」には、今回の事件に関わる調査対象者を除く教員（高校。組合員を含む）・職員を一定数入れることを提案する。

(8) 組合は日本大学の健全な管理運営が行われているかをチェックする機能をも持つ組織である。そのことを鑑みて、大学として日本大学教職員組合ならびに組合員に不当な圧力をかけないことを明記すること。特に組合に加入している付属校教員ならびに職員が不利にならないことを全ての教職員に周知させること。

以 上